

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年四月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 金 澤 圭 竹

一 許可番号

令和五年三月二十日

指令川建セ第〇四〇二〇〇号

二 検査済証番号

令和五年四月二十日

川建セ第〇五〇〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字石坂字重郎千四百六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼七百二番地三 エスポワール花見堂一〇八号室
山田 拓也